



お納 5月31日 知期 限 5月 せの 月  
固定資産税・都市計画税…第1期分  
軽自動車税……………全期分  
納付書裏面に記載の場所で納付してください。  
便利な口座振替をご利用ください。

ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>  
モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

イベント等の最新情報については、事前に各担当部署や主催者にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

## 高齢者の方に向けた新型コロナワクチンの接種が始まります

問新型コロナウイルス感染症対策小金井市コールセンター (☎042-316-7666、聴覚障がいのある方など=FAX042-316-7667)

※土曜・日曜・祝日を含む午前9時～午後5時

落ち着いて、予約を  
今回予約できなくても十分な  
接種体制を確保しています

5月10日(月)から市内の指定医療機関、5月12日(水)から集団接種会場での接種が始まります。

現在、キャンセル待ちの受け付けを行っているとともに、5月13日からの毎週月曜・木曜日に、追加の予約枠の募集をしていく予定ですので、かかりつけ医等にもご相談され、順次ご予約ください。

ファイザー社製ワクチンは2回の接種によって効果が得られるとされることから、かかりつけ医等で安心して2回の接種を受けていただくことが極めて重要です。市民の皆さんの冷静なご対応をお願いいたします。

### キャンセル待ち・遅刻等の際の連絡先



▷集団接種会場については、コールセンターへ

▷指定医療機関については、各指定医療機関へ

予約に対して遅刻等となる  
ときは、必ずご連絡を  
無連絡で30分以上遅刻の  
場合はキャンセルと見なされます

限られたワクチンを安全に、希望される一人でも多くの方に接種を受けていただくことが大切です。当日に遅刻するまたは接種が受けられなくなった等の場合には、必ずご連絡ください。無連絡で30分以上遅刻された場合にはキャンセルと見なし、キャンセル待ちの方に接種させていただきます。あらかじめご了承ください。

### 接種券について



接種券の送付対象にもかかわらず、接種券が届かない方や、DV等の事情により接種券を手に入れることが困難な方は、コールセンターへご相談ください。

## ひとり親世帯の方へ 子育て世帯生活支援 特別給付金を支給します



高校生相当以下(一定の障害を有する場合は20歳未満)の児童がいるひとり親世帯に対する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、児童扶養手当受給者および同手当受給者相当の収入状態にある方に対し、臨時・特別の給付金を1回限りで支給します。

※振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。市の職員がATM(銀行・コン

ビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることや、手数料の振り込みをお願いすること、暗証番号を聞き取ることは絶対にありません

- 支給額対象児童1人につき5万円
- 振込先①=児童扶養手当の振込口座、②③=申請時の指定口座
- 問子育て支援課手当助成係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9839)

表1

給付区分	申請方法	支給日
①児童扶養手当受給者のうち4月分が全部支給または一部支給停止である方	不要(市から案内を送付します。受給を辞退する方は、受給拒否届出書の提出が必要)	5月10日
②公的年金(遺族年金や障害年金等)受給のため児童扶養手当を受給していない方の令和元(平成31)年中の年金受給額を含む収入額が表2の額未満の方	5月6日(木)～令和4年2月28日(月)に、直接、下記の書類を持参のうえ、子育て支援課手当助成係へ ▷申請者の通帳またはキャッシュカード ▷年金受給中の方は年金決定通知書または年金額改定通知書等年金額が分かる書類 ▷戸籍謄本(児童扶養手当が全部支給停止中の方および児童育成手当受給中の方は除く) ▷③の方は給与明細書ならびに事業収入および不動産収入が分かる帳簿	申請の翌月中旬
③次のいずれにも該当する方 ▷令和元(平成31)年中の所得が児童扶養手当の所得制限限度額以上である等の理由により4月分の同手当を受給していない方 ▷新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年2月以降の任意の1か月の収入を12か月換算した額が表2の額未満の方		

表2 児童扶養手当の所得制限限度額に相当する収入額

扶養親族等の人数	申請者本人	孤児等の養育者/2親等以内の同居者(扶養義務者)
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円
4人	5,075,000円	5,625,000円
5人	5,550,000円	6,100,000円



## 出産応援事業 ギフトカードを送付

コロナ禍において子どもを産み育てる家庭を応援・後押しするため、子育て支援サービスや育児用品等を提供する事業を実施します。

■送付時期▷令和3年1月1日～3月31日までの間に出生し、出生日時時点で出生したお子さんを含む住民票が都内にあり、かつ令和3年4月1日時点で小金井市に住民票がある世帯=4月下旬から順次

▷令和3年4月1日～5年3月31日までの間に出生し、出生日時時点で出生したお子さんを含む住民票が小金井市にある世帯=出産後3か月以内順次

問健康課健康係(☎042-321-1240)

information

お知らせ

都営住宅の 入居者募集

募集内容▽家族向け・単身者向け(一般募集住宅)▽若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅)等

申込書配布期間5月6日(木)～14日(金)

申込書配布場所まちづくり推進課(市役所第二庁舎5階)・市役所第二庁舎1階受付・管財課(市役所本庁舎1階)・施設管理室(同一階、夜間・休日のみ)・東京都住宅供給公社ホームページ

他募集内容、申込資格等詳しくは、「都営住宅入居者募集のご案内」をご覧ください

申5月19日(必着)までに、郵送で渋谷郵便局へ

JKK東京(東京都住宅供給公社)募集センター ☎03-3498-8864 http://www.to-kousya.or.jp

ご利用ください 5月の休日窓口

開設時間午前9時～午後1時

開設窓口市民課、保険年金課国民健康保険係、子育て支援課手当助成係(1日のみ)、納税課(1日のみ)

※一部取り扱いできない業務(後期高齢者医療事務・国民年金事務・市税証明書交付事務ほか)もあります。個人番号カードに係る業務は16日の

市まちづくり推進課住宅係 ☎042-387-9861

委員募集

国民健康保険運営協議会 国民健康保険事業運営に関して、検討・審議します。

定1人(選考)

令和3年6月15日現在20歳以上で、市の国民健康保険に加入している方

任期6月15日～12月31日

申5月31日(必着)までに、郵送、ファクスまたは直接、小論文(千字以内・課題Ⅱ「国民健康保険の制度について」)・住所・氏名・生年月日・性別・電話番号を明記し、保険年金課国民健康保険係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎2階)☎042-387-9833 FAX042-384-2524へ

奨学資金運営委員会

奨学資金制度の運営について検討・協議します。

定3人(選考)

市内在住・在勤・在学中、令和3年4月1日現在18歳以上の方

み取り扱いできません

企画政策課企画政策係 ☎042-387-9826、土曜・日曜・祝日は市役所代表 ☎042-383-1111

5月 〇は休日窓口開設日. Table with columns for days of the month and circled numbers indicating office hours.

任期7月1日～令和5年6月30日

応募用紙配布場所

5月1日から、庶務課、市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー(同6階)、主な市内公共施設、市ホームページ

他市奨学生出願資格を有する方は除く

申5月31日(必着)までに、直接、郵送またはファクスで応募用紙に必要事項を明記し、庶務課庶務係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎7階)☎042-387-9872 FAX042-383-1133へ

報酬

1万円(1回)

他▽市が設置する附属機関等の委員は、原則2つまで▽小論文・応募用紙は返却します▽選考基準・方法、開催回数等詳細はお問い合わせください

委員選任結果



公募委員選考基準等により、次の公募市民の方々に委員に選任しました。

産業振興プラン策定委員会

清水薫さん、森文香さん 経済課産業振興係 ☎042-387-9831

子ども家庭支援センター運営協議会

山田耕平さん、中林裕子さん 子ども家庭支援センター ☎042-321-3161

小金井 宮地楽器ホール ネーミングライツパートナー協定を更新

小金井 宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)の同協定は、株式会社宮地商社と、平成30年4月1日～令和3年3月31日の期間で締結していましたが、このたび同協定が更新されました。

今後、引き続き愛称として小金井宮地楽器ホールを使用していきます。

期間令和3年4月1日～6年3月31日(3年間) 金額年額300万円(期間合計)

042-387-9879

900万円) 同コミュニティ文化課文化推進係 ☎042-387-9923

第4次生涯学習推進計画を策定

誰もが生涯学習活動を行うことができる環境作りをめざし、同計画を策定しました。

有償頒布(700円)しています。

閲覧場所等生涯学習課(市役所第二庁舎7階)、情報公開コーナー(同6階)、図書館本館、市ホームページ

042-387-9879

令和3年度市職員募集

- 採用予定人数 いずれも若干名
採用予定日 8月1日(日)
要項配布場所 職員課、市役所第二庁舎受付、市ホームページ
他 詳細は、要項をご覧ください
申 5月11日(必着)までに、郵送で職員課人事研修係(〒184-8504住所不要・市役所本庁舎1階)☎042-387-9808へ

Table with columns: 試験区分, 職種, 資格等要件. Lists requirements for different job positions like 保育士 and 一般事務.

新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設に係る 浸水対策対応について

新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設は、老朽化、耐震性能、バリアフリー対応、分散化、第二庁舎の賃借に伴う財政的な懸念などの課題を抱える本市の重要課題である庁舎建設と、閉館した旧福祉社会館機能の早期回復をめざした、本市の極めて重要な事業です。

市では、これまで、新庁舎および(仮称)新福祉社会館建設に向けて、新庁舎・(仮称)新福祉社会館複合化整備方針等に基づき、令和4年12月には新福祉社会館を竣工し、令和6年1月には新庁舎を竣工するスケジュールで新庁舎等建設実施設計の検討を進めてまいりました。

一方で、近年、局所的集中豪雨が増えていることから、国は、浸水被害への対応を図るため、想定し得る最大規模の降雨に基づく浸水想定を行うことと定め、東京都においては東海豪雨相当の毎時114mmから想定し得る最大降雨毎時153mm(年超過確率は1/1000以下)に見直し、都内の浸水予想区域図を順次更新し、作成・公表しています。

市では、令和元年6月に作成・公表された「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流

域等浸水予想区域図)、令和元年5月に作成・公表された「石神井川及び白子川流水浸水予想区域図)、令和2年3月に作成・公表された「北多摩一号処理区、北多摩二号処理区流域浸水予想区域図)に基づき、令和2年8月に市防災マップを作成しました。

これらの改定内容等を踏まえ、庁舎建設予定地の敷地全体のユニバーサルデザイン等を考慮した平常時の使用方法および震災・豪雨時における防災庁舎としての機能確保等の検討に加え、工事費、計画期間および近年の他市における新庁舎の浸水対策等を総合的に判断した結果、建物を浸水から守る地盤レベルに見直すことといたしました。

なお、これらの見直しに伴い、設計に追加作業が発生することから、令和3年第1回市議会において補正予算が可決されました。計画期間は全体で7か月延伸することになりますが、市民の皆さんに長く愛され、親しまれる建物となるよう、取り組んでまいりますので、引き続きのご理解・ご協力をお願いします。

企画政策課企画政策係 ☎042-387-9800

見直し後の事業スケジュール

Timeline chart showing project schedule from 令和3年度 to 令和6年度. Key milestones include 実施設計, 施工者選考 (6か月), (仮称)新福祉社会館工事 (14か月), and 庁舎工事 (27か月).

### 援農ボランティア養成講座 参加者募集

一定の農業技術と知識を習得し、市内農家の農作業を手伝う援農ボランティアを養成します。

■実習農家 小山農園（緑町3丁目）、大澤農園（貫井南町2丁目）

■内 東京都農林水産振興財団（立川市）技術講座Ⅱ4回、市内農家実習Ⅱ10回程度

■対 20歳以上の市内在住で平日の養成講座に参加でき、講座終了後に援農ボランティアとして活動を継続できる方

■定 各農園3人（多数抽選）  
■他 実費負担あり（保険料・交通費等）

■申 5月10日（消印有効）までに、往復はがきに住所・氏名・年齢・電話番号・希望実習農家名を明記し、経済課産業振興係（〒184-8504住所不要）  
☎042-387-9882へ

### 夜間納税窓口を開設

■時 5月13日（木）、14日（金）、17日（月）いずれも午後8時～

■所 納税課（市役所第二庁舎3階）※東側職員通用口から入り、エレベーターをご利用ください



■内 固定資産税・都市計画税、市・都民税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税

※事情により一度に納めることが困難な方は、ご相談ください

■納税課納税係（☎042-387-9823）

### 軽自動車税の減免 該当する方は申請を

身体・知的・精神障がいのある方またはこれらの方と生計を同じくする方が軽自動車等を所有し、その車が障がいのある方のために使われているときは、軽自動車税が減免される場合があります。

■昨年減免を受けられた方は、納税通知書に同封する案内をご確認ください。なお、申請には納税義務者の方のマインバーの記入が必要となります。

■また、生活扶助を受けている方が所有または使用し、関係官庁の証明を受けたとき、または災害により多大な損害を被った場合等には軽自動車税の減免を受けられることがあります。

### 会計年度任用職員・任期付職員募集

■年齢等要件 年齢・国籍は問いません

■採用予定日 6月1日（火）

■他▽資格要件等詳細は、ホームページをご覧ください▽要項は市ホームページからもダウンロードできます

■要項配布日 5月6日（木）までに職員課へ。郵送の場合も6日必着

■職員課人事研修係（〒184-8504住所不要・市役所本庁舎1階☎042-387-9808）

区分	業務名	月額報酬等	募集人数
任期付	保育士	180,665円 (経験・職歴により加算あり)	3人
	栄養士	180,665円 (経験・職歴により加算あり)	1人
	保育士 (育児休業代替)	202,515円	3人
	給食調理 (育児休業代替)	158,240円	1人
会計年度任用	精神保健福祉士業務	227,800円	1人
	保育園給食調理業務	158,700円	2人
	道路等維持補修業務	158,700円	1人

### ◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

名称	とき	ところ	内容	問合先
児童発達支援センター運営協議会	5月12日（水） 10:00～	前原暫定集会所施設 1階A会議室	児童発達支援センター「きらり」の業務内容等について	自立生活支援課障害福祉係 (☎042-387-9848)
都市計画マスタープラン策定委員会	5月12日（水） 15:00～	東小金井駅開設記念会館・マロンホール 2階会議室	都市計画マスタープランの策定について	都市計画課都市計画係 (☎042-387-9859)
地域自立支援協議会	5月12日（水） 17:30～	市役所第二庁舎8階 801会議室	障がい者の施策について	自立生活支援課障害福祉係 (☎042-387-9848)
まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会	5月13日（木） 19:00～	市役所本庁舎3階 第1会議室	まち・ひと・しごと創生総合戦略について ほか	企画政策課企画政策係 (☎042-387-9800)
情報公開・個人情報保護審議会	5月20日（木） 18:00～	市役所第二庁舎8階 801会議室	個人情報保有等届け出の報告、諮問について	総務課情報公関係 (☎042-387-9926)
子ども家庭支援センター運営協議会	5月21日（金） 10:00～	保健センター2階 講堂	子ども家庭支援センターの運営について	子ども家庭支援センター (☎042-321-3161)
食育推進会議	5月25日（火） 14:00～	保健センター	食育推進計画について ほか	健康課健康係 (☎042-321-1240)

※感染症拡大防止のため、傍聴については事前にお問い合わせください

### 都市計画を変更

都では、次の都市計画を変更しました。関係図書の縦覧を行っています。

■対象都市計画▽多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針▽多摩部17都市計画 都市再開発の方針

また、増改築をした方も、出入口などの変更によって住居番号が変わる場合がありますので、お知らせください。住居表示板（住所を示す青色のプレート）が破損して困りの場合、無料で作成します。

■縦覧場所問都市計画課都市計画係（市役所第二庁舎5階☎042-387-9856）

### 下水道施設の調査および清掃を実施

市内の一部地域の下水道管の調査と雨水ますの清掃を実施します。

作業員は、市が発行する身分証明書を携帯し、腕章を着用しています。ご理解・ご協力をお願いします。

■作業期間 5月～令和4年2月

■問 下水道課工務維持係（☎042-387-9856）

### 市道・遊歩道の除草・剪定

通行空間の確保、通行時の見通しの確保等のため、年2回、除草・剪定を行っています。また、通行に支障のある箇所は、ご連絡ください。

なお、私有地からの植栽の越境が無いように、ご協力をお願いします。

■実施時期 5月～7月、9月～12月（状況により前後あり）

■問 道路管理課道路管理係（☎042-387-9849）

## 市職員人事

4月1日付・（ ）内は旧職名

### 【課長職】

▽市民部コミュニティ文化課長兼市立はげの森美術館長（学校教育部学務課長）  
河田京子

▽環境部ごみ処理施設担当課長（環境部ごみ処理施設担当課長兼中間処理場担当課長）花野彰彦

▽環境部下水道課長（市民部納税課納税係長）磯端洋充（昇任）

▽福祉保健部福祉会館等担当課長（市民部保険年金課国民健康保険係長）伊藤崇（昇任）

▽会計管理者兼会計課長（総務部総務課文書係長）田中克知（昇任）

▽学校教育部庶務課長兼施設係長事務取扱（学校教育部庶務課長）鈴木功

▽学校教育部学務課長（環境部下水道課長）本木直明

▽学校教育部指導室長（東京都教育委員会より派遣）加藤治紀

▽生涯学習部生涯学習課長兼文化財係長事務取扱（生涯学習部生涯学習課長）関次郎

▽教育委員会公民館長（市民部コミュニティ文化課長兼市立はげの森美術館長）鈴木遵矢

▽選挙管理委員会事務局長（会計管理者兼会計課長）松井玉恵

■定年退職（3月31日付）

【課長職】  
▽林文男（福祉保健部福祉会館等担当）  
▽畑野伸二（選挙管理委員会事務局）

### 住宅増改築資金融資 あっせん制度

家屋の増改築や修繕、耐震補強、バリアフリー改造、太陽光発電設備等の設置をするとき、その資金の一部の融資あっせんを行っています。

なお、申請から融資あっせん予定者を決定するまでに時間を要しますので、余裕を持ってお申し込みください。

■融資金額 工事見積額の80%以内で、30万円～400万円

■条件 △市内に1年以上居住し、増改築する家屋の所有者で、同居家族のための増改築であること▽市税を滞納していないこと▽償還できる収入・資産があること▽借地権利者の場合、土地所有者の承諾を得ていること▽連帯保証人がいること▽工事完了届を令和4年2月末までに提出すること

■申告書配布場所 まちづくり推進課、市ホームページ  
■申告書に必要事項を明記し、必要書類を添えて、まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861)へ

### 木造住宅耐震診断・改修費用助成制度

大地震に備えて自分の住宅の耐震診断を行い、必要に応

じて耐震補強をすることが重要です。事前書類の提出や指定調査機関等、助成条件について詳しくはお問い合わせください。

■耐震診断費用の助成 市内の一定の要件を満たす木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成します。

■助成金額 10万円を上限に、耐震診断費用の3分の2以内(千円未満は切り捨て)

■耐震改修費用の助成 市内にある木造住宅の所有者が耐震診断を行い、診断に基づき耐震改修を行う場合に、改修に要した費用の一部を助成します。

■耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合しない住宅で、市の定める基準に適合した耐震改修を行った住宅

■助成金額 60万円を上限に、耐震改修費用の2分の1以内(千円未満は切り捨て)

◆共通◆  
■まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9861)

■雨水貯留施設の設置費の一部を補助

雨水の積極的な有効利用と節水活動を目的に、雨水貯留施設(雨水タンク等)の設置費用の一部を補助します。

日々の散水やいざというときの生活用水として設置してみま

## 自転車安全利用TOKYOキャンペーン 5月1日(土)～31日(月)



小金井警察署管内では自転車による死亡事故が昨年、今年と発生しています。自転車を利用する際は自転車安全利用五則を守り、安全運転を心掛けましょう。

### 【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
  - 2 車道は左側を通行
  - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - 4 安全ルールを守る
- ▷飲酒運転、二人乗り、並進の禁止▷夜間はライトを点灯▷交差点での信

- 5 号遵守と一時停止・安全確認
  - 5 子どもはヘルメットを着用
- 【自転車で歩道を通行できるのは】  
▷「歩道通行可」の標識があるとき  
▷13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者  
▷身体障がい者の方  
▷歩道を通行することがやむを得ない場合
- 市交通対策課交通対策係(☎042-387-9850)、小金井警察署(☎042-381-0110)

せんか。

■展示替えによる臨時休館 期間5月10日(月)～7月下旬

■令和3年度実施 提案型協働事業が決定

協働事業提案制度に応募のあった事業の中から、プレゼンテーション審査を経て、次のとおり採択事業が決定しました。

■事業名 学校に行く?行かない?子どもたちの多様な学びを考えるー不登校支援シンポジウム

■団体名 ココロノコ

■はけの森美術館

■中村研一誕生日記念特別無料観覧日

■5月9日(日) 午前11時～午後4時(入館は3時30分)

## 空き家に関する無料相談窓口

市内に空き家を所有・管理する方が抱えるさまざまな問題について、専門的なアドバイスを受けられるように、次の団体および金融機関と協定を締結しています。以下の相談窓口を無料で利用できますので、ぜひ、ご相談ください。※無料で受けられる相談内容は異なりますので、詳しくは各団体等にご確認ください

■まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9861)

※祝・休日、年末年始を除く

団体名等	相談内容	連絡先	相談方法等
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会武蔵野中央支部	空き家の売買や賃貸に関する事	☎0422-26-5891	休止中。休止中は、宅建協会不動産相談所(☎03-3264-8000)に月曜～金曜日午前10時～午後3時に電話相談
公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部		☎042-316-7822	月曜・火曜・木曜・金曜日午前10時～午後4時に電話相談
一般社団法人 東京都建築士事務所協会南部支部府中部会	空き家の耐震、リフォーム、耐震工事に関する事(耐震診断・設計について)	☎042-363-1100	月曜～金曜日午前9時～午後5時に電話相談
東京建築士会多摩ブロック南部支部		☎042-313-9634	
一般社団法人 北多摩建設業協会小金井建設協会		☎042-322-5438	
東京司法書士会	空き家の相続・登記、財産管理、成年後見等に関する事	☎03-3353-2700	月曜～金曜日午前10時～午後3時45分に電話相談
東京土地家屋調査士会府中支部	空き家の敷地境界に関する事	☎042-325-3589	月曜～金曜日午前9時～午後5時に事前予約のうえ、同支部で直接相談
東京都行政書士会市民相談センター	空き家の所有者と相続人の調査確認、資産の有効活用や手続きに関する事	☎03-5489-2411	月曜～金曜日午後0時30分～4時30分に電話相談
みずほ銀行小金井支店	住宅増改築融資、空き家の有効活用に係る融資に関する事	☎042-381-0220	月曜～金曜日午前9時～午後5時に電話相談
東京弁護士会/第一東京弁護士会/第二東京弁護士会/東京三弁護士会空き家相談窓口	空き家の相続、成年後見、財産管理、契約、紛争の解決に関する事	☎03-3595-9100	月曜～金曜日午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)に電話相談
東京税理士会 納税者支援センター	税金に関する事	☎03-3356-7137	月曜～金曜日午前10時～午後3時30分(正午～午後1時を除く)に電話相談

■補助金50万円  
■コミュニケーション文化課文化推進係(☎042-387-99923)

会が管理しているものや東京都が管理しているものがあります。街路灯に商店会等の名称が入っていればその商店会へ、東京都のマークがついていれば東京都建設局北多摩南部建設事務所小金井工区(☎042-326-8862)へご連絡ください。

■実施期間5月1日(土)～10月31日(日)  
■実施場所市庁舎および市の施設  
■職員課人事研修係(☎042-387-9808)

市が管理している街路灯には、設置している柱にピンク色の管理プレートで4桁の管理番号を表示しています。街路灯が点灯していないときは、管理番号をご連絡ください。

また、街路灯の中には商店会が管理しているものや東京都が管理しているものがあります。街路灯に商店会等の名称が入っていればその商店会へ、東京都のマークがついていれば東京都建設局北多摩南部建設事務所小金井工区(☎042-326-8862)へご連絡ください。

市では、省エネルギー対策をより効果的に推進するため、市職員の「ノー上着・ノーネクタイ運動」を実施します。

# みんなのひろば

男女平等社会を  
めざして

## 男女平等に 配慮した表現と メディア・リテラシー

男女のイメージを固定化した表現、対等でない表現、外見などを不要に強調した表現は、人々に不快感を与えたり、差別や偏見の助長、固定的な考え方の押しつけとなることがあります。

市では、「男女共同参画の視点からの表現の手引」を作成し、市の刊行物で適切な言葉や表現を使用するよう努めています。

男女がともに、人権が尊重され、多様な個性を発揮し、いきいきと暮らせるまちをめざしましょう。

## 国内研修事業の参加者に 費用の一部を補助

■対象となる会議等都および都に隣接する地域で開催される会議であって、講演、シンポジウム、分科会等が行われ、参加者相互の交流が行われるもの

■資格次の条件をすべて満たす方

▽当該事業を実施する日現在で、市内に2年以上居住し、18歳以上の方

▽男女平等および男女共同参画に関心をもち、地域活動および市行事に積極的に参加できる方

他▽補助内容についてはお問い合わせください▽希望する方は、事前に連絡のうえ、申

請書を提出してください

## 「ご覧ください」 男女共同参画室 発行冊子

■配布場所企画政策課男女共同参画室、主な市内公共施設  
【第34回こがねいパレット記録集】

昨年11月に開催された、男女共同参画推進イベント「こがねいパレット」(ダメでいい、ダメがいい。ありのままを認めれば子どもたちは最高に輝く)の内容を記録集としてまとめました。

【情報誌「かたらい」53号】  
市民編集委員と協働で企画・執筆・編集している冊子です。今号は特集「男らしさについて考える」などを掲載しています。



## 配偶者・パートナーからの 暴力に悩んでいませんか

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

【DV相談+ (プラス)】  
電話番号 ☎0120-1279-1889 (24時間対応)

◆共通◆  
企画政策課男女共同参画室 (市役所本庁舎2階 ☎042-1387-9803)

# 国民健康保険 出産育児一時金・葬祭費を支給

## 〈出産育児一時金〉

国民健康保険被保険者が出産した場合に支給します。

■妊産婦85日以上の出産が対象です(死産、流産の場合でも支給)

※1年以上社会保険の本人であった方が、国民健康保険の資格取得から6か月以内に出産した場合は、以前加入していた社会保険から支給される場合があります

■支給額45万円

※出産育児一時金直接支払制度をご利用の場合は、その差額が振込額となります

■申請書類等▽印鑑▽国民健康保険証▽母子健康手帳(死産、流産、海外出産の場合は医師の証明書)▽通帳など振込先がわかるもの

▽医療機関が発行した直接支払い利用(非利用)に関する合意文書▽医療機関発行の領収書等▽旅券・航空券等の海外に渡航した事実が確認できる書類(海外出産の場合のみ)

※海外出産の場合は各書類の和訳文

【出産育児一時金  
直接支払制度】

市が42万円を上限として、出産育児一時金を病院等に直接支払うことで、被保険者が、出産時に医療機

## 〈葬祭費〉

国民健康保険被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に支給します。

(葬祭日から2年以内に申請してください)

※社会保険の本人であった方が、国民健康保険の資格取得から3か月以内に死亡した場合は、以前加入していた社会保険から支給される場合があります

■支給額5万円

■申請書類等▽印鑑▽国民健康保険証▽申請者が葬祭を行ったことを証する書類(領収書等)▽通帳など振込先がわかるもの

◆共通◆  
国民健康保険課(市役所第二庁舎2階 ☎042-1387-9803)

## 国民健康保険 こんなときは届け出を 加入したとき

国民健康保険被保険者が職場の健康保険に加入したときは、14日以内に喪失の届け出が必要になります。

本人または世帯主の方は、職場の健康保険証と国民健康保険証の両方を持って届け出をしてください。

また、休日窓口でも手続きができますので、ご利用ください。

なお、郵送でも届け出ができますので、職場の保険証の写しと国民健康保険証の両方を郵送してください。

## 【交通事故や傷害事件に 遭ったとき】

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)の行為によってけがをしたときに、国民健康保険で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

(用紙は市ホームページからダウンロードできます)

国民健康保険で治療を受けると、市が医療機関へ治療費の7割(高齢受給者証をお持ちの方は、7~8割)を一時的に立て替え、届け出をもとに被害者の方に代わって市が後日、加害者に請求します。

加害者不明の場合なども、届け出てください。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、その事故について国民健康保険が使えなくなる場合があります。示談の前にご連絡ください。

## 必要書類等国民健康保険 証、印鑑、交通事故証明書等

◆共通◆  
国民健康保険課(市役所第二庁舎2階 ☎042-1387-9803)

## 不用品交換コーナー

資源の節約、ごみの減量のため、家庭で使用しなくなった不用品を紹介するコーナーを設置しています。

■対象品家具、電気製品、一般機器、幼児用品などで破損していないもの

■利用方法直接、経済課(市役所第二庁舎4階)へお申し込みください。登録カードを不用品交換コーナーに掲示して紹介します(掲示は4か月間。当事者間で直接交渉し、必ず交渉結果をご連絡ください)

他市内在住の方に限ります  
問 経済課消費生活係 ☎042-1387-9803

振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れる場合があります。

次のような場合には、ご連絡ください。▽振込日以降、7日を過ぎても振り込まれない場合▽氏名、住所、口座を変更した場合▽施設に入所した場合▽子育て支援課手当助成係 ☎042-1387-9839

子育てを手伝ってほしい方へ  
ファミリー・サポート・センター 依頼会員登録説明会

時 5月15日(土) 東小金井駅開設記念会館・マロンホール、6月16日(水) 上芝原会館、7月17日(土) 中町桜並集会所いずれも午前10時~11時30分 市内在住で、原則午後5時~小学生の子どもと同居している方 他保育あり(要事前申込) 申開催日の2週間前から、電話でファミリー・サポート・センター ☎042-1320-1701 日曜・祝日を除く午前9時~午後5時)へ

子どもの笑顔をみんなで守る  
虐待かな?と思ったら  
(通告・相談)

・連絡は匿名で行うことも可能です  
・連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます  
▽子ども家庭支援センター(相談窓口)  
☎042-1321-3146 月曜~土曜 午前9時~午後5時  
▽児童相談所虐待対応ダイヤル(緊急時)  
☎189-9809

※お近くの児童相談所につながります  
※☎189がつながらない場合は、☎0570-1783-189へ

## 子ども 子育て



## 児童扶養手当の支給

5月期分 3~4月分  
振込日 5月10日(月)

転入者のみなさん

# 各種手当の申請はお済みですか？

下表の手当は、市外から転入してきた場合、申請をしないと受けることができません。該当要件を満たす方で、まだ申請していない方は、お早めに手続きをしてください。

※すでに受給している方は、申請の必要はありません

■申請・問合せ先

▷子どもの手当=子育て支援課手当助成係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9839)

▷障がい等のある方の手当=自立生活支援課障害福祉係(同2階☎042-387-9842)

令和3年4月1日現在

種類	手当を受けられる方	手当の額(月額)	必要書類等	支給方法	支給制限															
子どもの手当	児童手当 国 中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育する保護者等で、市内に住所を有する方	【所得制限限度額未満の方】 3歳未満一律 15,000円 3歳以上小学校修了前 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生一律 10,000円 【所得制限限度額以上の方】 一律 5,000円	健康保険証、銀行口座番号ほか	表1 児童手当・児童育成手当 所得制限限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>税法上の扶養人数</th> <th>児童手当</th> <th>児童育成手当(育成手当・障害手当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>630万円</td> <td>368万4千円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>668万円</td> <td>406万4千円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>706万円</td> <td>444万4千円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>744万円</td> <td>482万4千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>以降1人増えるごとにそれぞれ38万円加算</p> <p>※社会保険料控除分(一律8万円)を含む金額です ※所得額は、収入から必要経費などを差し引いた額(給与所得者の場合は給与所得控除後の金額)です ※このほかに、各種控除(医療費控除、長期譲渡所得特別控除、障害者控除等)を所得額から差し引ける場合があります</p>	税法上の扶養人数	児童手当	児童育成手当(育成手当・障害手当)	0人	630万円	368万4千円	1人	668万円	406万4千円	2人	706万円	444万4千円	3人	744万円	482万4千円
	税法上の扶養人数	児童手当	児童育成手当(育成手当・障害手当)																	
	0人	630万円	368万4千円																	
1人	668万円	406万4千円																		
2人	706万円	444万4千円																		
3人	744万円	482万4千円																		
児童育成手当 都・市 市内に住所があり、次のいずれかの状態にある児童(18歳に達した日の属する年度の末日以前)を扶養している方 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母に1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が、父または母の申し立てにより保護命令を受けている児童 ▷母が婚姻によらないで懐胎した児童 ▷父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父または母が重度の障がいを持つ児童	13,500円	育成手当=戸籍全部事項証明書 障害手当=身体障害者手帳または愛の手帳	申請のあった翌月分から、6月、10月、2月に、前月までの4か月分を銀行振込により支給	▷令和元(平成31)年中の所得が、表1の限度額以上の場合(令和3年6月分の支給から、2年中の所得になります) ▷児童が、施設に入所しているとき																
障害手当 市内に住所があり、20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する方を扶養している方 ▷知的発達障がい愛の手帳1～3度の方 ▷身体障がい身体障害者手帳1・2級の方 ▷脳性まひまたは進行性筋萎(い)縮症の方	25,000円	銀行口座番号ほか	申請のあった翌月分から、奇数月に、前月および前々月分を銀行振込により支給	▷令和元(平成31)年中の所得が、表2の限度額以上の場合 ▷手当額以上の障害基礎年金等を除く公的年金を受給している場合																
児童扶養手当 国 市内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童(身体障害者手帳1～3級および4級の一部、愛の手帳1～3度程度の児童、あるいはこれらと同等の精神障がいを持つ児童は20歳未満)を養育している父、母または養育者 ▷父母が離婚した児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母に1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が、父または母の申し立てにより保護命令を受けている児童 ▷父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ▷母が婚姻によらないで懐胎した児童 ▷父または母が重度の障がいを持つ児童	全部支給 43,160円 (児童2人目10,190円、3人目から1人につき6,110円を加算) 一部支給 43,150～10,180円 (児童2人目10,180～5,100円、3人目から1人につき6,100～3,060円を加算)	戸籍全部事項証明書、銀行口座番号ほか	申請のあった翌月分から、9月、3月に、当月までの分を銀行振込により支給 なお、申請に基づき、年度内において該当する月分から支給	▷令和元(平成31)年中の所得が、表2の限度額以上の場合 ▷手当額以上の障害基礎年金等を除く公的年金を受給している場合																
愛育手当 市 市内に住所があり、4月1日現在満3～5歳で、公的補助のない無認可保育施設に月の初日から月15日以上かつ1日4時間以上在籍している児童の保護者	7,300円	銀行口座番号ほか	9月、3月に、当月までの分を銀行振込により支給 なお、申請に基づき、年度内において該当する月分から支給	▷令和元(平成31)年中の所得が、表3の限度額以上の場合 ▷障害者福祉手当を受けているとき ▷手当を受けられる方が20歳未満でその保護者が児童育成手当の障害手当を受けているとき ▷施設に入所しているとき																
障がいのある方の手当	心身障害者福祉手当 都・市 市内に住所があり、身体障害者手帳1～6級、愛の手帳1～4度および脳性まひ、進行性筋萎(い)縮症による障がいのある方	▷身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方 15,500円 ▷上記の方が20歳未満の場合 9,500円 ▷身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度の方 6,500円 ▷身体障害者手帳5・6級の方 1,500円	身体障害者手帳または愛の手帳、銀行口座番号ほか	申請のあった月分から、4月、8月、12月に、前月までの4か月分を銀行振込により支給	▷65歳以上の新規申請はできません ▷令和元(平成31)年中の所得が、表3の限度額以上の場合 ▷難病者福祉手当を受けているとき ▷手当を受けられる方が20歳未満でその保護者が児童育成手当の障害手当を受けているとき ▷施設に入所しているとき															
	特別児童扶養手当 国 市内に住所があり、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 ▷身体障害者手帳1～3級程度の児童 ▷愛の手帳1～3度程度の児童 ▷長期間安静を要する病状または精神の障がいにより日常生活に著しい制限を受ける児童	児童1人につき 重度の場合 52,500円 中度の場合 34,970円	戸籍全部事項証明書、指定の診断書、銀行口座番号、個人番号確認書類、本人確認書類ほか(※1)	申請のあった翌月分から、4月、8月、11月に、前月(11月は当月)までの4か月分を銀行振込により支給	▷令和元(平成31)年中の所得が、表4の限度額以上の場合 ▷障がいを支給理由とする、公的年金を受給している場合 ▷児童が、施設に入所しているとき															
	特別障害者手当 都 市内に住所があり、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障がい、それらと同等の疾病・精神障がいの方)	27,350円	個人番号確認書類、本人確認書類、印鑑(※1)	申請のあった翌月分から、5月、8月、11月、2月に、前月までの3か月分を銀行振込により支給	▷令和元(平成31)年中の所得が、表5の限度額以上の場合 ▷施設に入所しているとき ▷病院等に3か月を超えて入院しているとき															
	障害児福祉手当 (経過措置) 都 市内に住所があり、重度の障がいがあるため、日常生活において、常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の児童(おおむね身体障害者手帳1級および2級の一部、愛の手帳1度および2度の一部、あるいはこれらと同等の疾病、精神障がいの方)	14,880円	個人番号確認書類、本人確認書類、印鑑(※1)	申請のあった翌月分から、5月、8月、11月、2月に、前月までの3か月分を銀行振込により支給	▷本人または扶養義務者等の令和元(平成31)年中の所得が、表5の限度額以上の場合 ▷施設に入所しているとき ▷障がい年金等を受給している児童															
	障害者心身福祉手当 市 市内に住所があり、20歳以上の方で、制度改正(昭和61年4月1日)前の福祉手当を受給している方	14,880円	個人番号確認書類、本人確認書類、印鑑(※1)	申請のあった翌月分から、5月、8月、11月、2月に、前月までの3か月分を銀行振込により支給	▷特別障害者手当、障害基礎年金のいずれかを受給している場合 ▷令和元(平成31)年中の所得が、表5の限度額以上の場合 ▷施設に入所したとき															
重度心身障害者福祉手当 都 市内に住所があり、次のいずれかの障がい要件に該当する方 ▷重度の知的障がい、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方 ▷重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している方 ▷重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な方	60,000円	個人番号確認書類、本人確認書類、印鑑(※1)	申請のあった月分から、毎月20日ごろに、前月分を銀行振込により支給	▷申請時に65歳以上の場合 ▷令和元(平成31)年中の所得が、表5の限度額以上の場合 ▷施設に入所しているとき ▷病院に3か月を超えて入院しているとき																
難病者福祉手当 市 市内に住所があり、特定医療費(指定難病)受給者証またはマル都医療券をお持ちの難病患者の方	7,000円	特定医療費(指定難病)受給者証またはマル都医療券、銀行口座番号ほか	申請のあった月分から、7月、11月、3月に、当月までの4か月分を銀行振込により支給	▷令和元(平成31)年中の所得が、表3の限度額以上の場合 ▷施設に入所しているとき ▷心身障害者福祉手当を受けているとき ▷手当を受けられる方が20歳未満でその保護者が児童育成手当の障害手当を受けているとき																

※1 代理の方が申請する場合は、委任状等が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください

表3 心身障害者福祉手当・難病者福祉手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(※2)
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人	436万4千円
3人	474万4千円
以降1人増えるごとに38万円加算	

表4 特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	①受給者本人	②配偶者扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
以降1人増えるごとに①38万円②21万3千円加算		

表5 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(経過措置)・重度心身障害者手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	①受給者本人	②特別障害者手当等扶養義務者	③重度心身障害者扶養義務者(※2)
0人	360万4千円	628万7千円	360万4千円
1人	398万4千円	653万6千円	398万4千円
2人	436万4千円	674万9千円	436万4千円
3人	474万4千円	696万2千円	474万4千円
以降1人増えるごとに①38万円②21万3千円③38万円加算			

※2 20歳以上の方は本人の所得、20歳未満の方は扶養義務者等の所得

### 子ども家庭支援センター カルガモ教室

時6月23日(水)、7月28日(水) 午前10時～11時30分 (全2回) 所保健センター内  
親子のふれあい遊びや親同士  
の交流 令和2年4月～8月  
生まれの子どもと保護者※父  
親も歓迎8組(多数抽選)  
申5月14日までに、電話また  
は直接、子ども家庭支援セン  
ター(☎042-321-3141)へ  
月曜・日曜・祝日を除く

### 赤ちゃんの集まり

助産師さんを囲んでお話し  
しませんか。  
時6月4日(金) 午後2時～  
3時15分 所小金井 宮地楽器  
ホール練習室2・3 対0歳児  
と保護者定8組(多数抽選)  
申5月21日までに、電話また  
は直接、子ども家庭支援セン  
ター(☎042-321-3141)へ  
月曜・日曜・祝日を除く



### 子どもだって哲学者 —対話ではじめよう— 「いっしょに哲学」

身近にあるいろいろな疑問  
を哲学対話で話してみよう。  
みんなの意見を知ることが、  
新しい考えが生まれます。  
時6月6日(日) 午前10時～  
正午 所公民館貫井北分館 中  
畑邦夫さん(大学教員) 対小  
学生、中学校1年生 定8人  
(申込順) 申5月1日から、  
電話または直接、図書館貫井

### 赤ちゃんのための おはなし会

時6月7日(月)、8月25日(水)、10月15日(金) いず  
れも午前11時～11時30分 所公  
民館東分館 市内在住・在  
勤・在学の0～2歳児と保護  
者 定各日10組(申込順) 申各  
開催月の最初の開館日から、  
電話または直接、図書館東分  
室(☎042-383-4550)へ

### 図書館東分室おはなし会

時5月16日、7月18日、9月  
19日 いずれも日曜日 午後3時  
から(30分程度) 所公民館東  
分館 対3歳～小学校2年生程  
度 定各日10人(当日先着順) 問  
図書館東分室(☎042-383-4  
550)



### 介護予防相談会

時①5月13日(木) ②27日(木) 午前10時～正午 所①小  
金井にし地域包括支援センタ  
ー②小金井みなみ地域包括支  
援センター 対65歳以上の方  
で、要支援・要介護の認定を  
受けていない方 対象地域①  
本町4・5丁目、桜町2丁  
目、貫井北町②本町6丁目、  
前原町、貫井南町 定①4人②  
5人(いずれも申込順) 申5  
月1日から、電話で①は小金  
井にし地域包括支援センター  
(☎042-388-7373)、②  
は小金井みなみ地域包括支援

### 高齢者いきいき活動講座 いきいき楽々名作朗読教室 —芥川龍之介「白」—

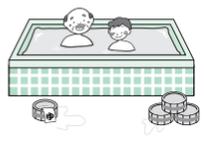
時6月8日～7月6日の毎週  
火曜日 午後2時～4時(全5  
回) 所社会福祉協議会 議長谷  
川葉月さん(武蔵野朗読会主  
宰) 対おおむね60歳以上の市  
内在住の方 定12人(多数抽  
選) 申5月10日(必着) まで  
に、往復はがきに住所・氏名  
(ふりがな)・年齢・性別・  
電話番号を明記し、社会福祉  
協議会「朗読係」(〒184-0  
004 本町5-36-17 ☎042-  
387-0011)へ

### 座談会

認知症の介護がはじまっ  
たとき—これって認知症  
?それとも物忘れ?  
時5月20日(木) 午前10時～  
正午 所公民館貫井北分館 定6  
人(申込順) 申5月6日から、  
電話または同館窓口(☎042-  
385-3401)へ

### おとしより無料入浴デー 菖蒲湯

時5月5日(祝) 午後4時～  
11時 所ぬくい湯(貫井北町3  
-4-4) 対市内在住の65歳  
以上の方と小学生以下の方 他  
ご利用の際は、当日、浴場に  
口頭で必ず申し出てください  
問介護福祉課高齢福祉係(☎  
042-387-9843)



## 徘徊高齢者家族支援サービス をご紹介します

市では、認知症の方の家  
族向けに、左記のサービ  
スを提供しています。見守り  
シール事業とGPS端末貸  
与事業については、二つの  
事業に同時に入用すること  
もできます。

詳細はお問い合わせくだ  
さい。  
問見守りシール事業 介護  
福祉課包括支援係(☎042-  
387-9845)、GPS端  
末貸与事業 高齢福祉係  
(☎042-387-9843)

事業名	見守りシール事業	GPS端末貸与事業・警備員派遣	GPS端末貸与事業・保険付帯
実施業者	一般社団法人セーフティネットリンクージ	セコム株式会社	ホームネット株式会社
内容	高齢者の衣服、持ち物等にシールを貼り付け、行方不明になった高齢者の発見者が、シールに書かれた連絡先に電話することで、直接家族等に連絡でき、身元確認および保護を図ります。	高齢者が発信機(GPS端末)を携帯し、居場所が不明である時に、家族介護者が委託事業者が高齢者の位置を問い合わせ、保護を図ります。	
自己負担額	3,600円(年間) (生活保護受給者は無料) ※年の途中で解約しても返金はありません	▷課税世帯 初期費用=750円 年間費用=4,680円 ▷非課税世帯 初期費用=220円 年間費用=1,320円 ※いずれも月ごとの支払いになります	▷課税世帯 初期費用=770円 年間費用=3,960円 ▷非課税世帯 初期費用=230円 年間費用=1,080円 ※いずれも月ごとの支払いになります
特長	「みまもりあいアプリ」をダウンロード(下記QRコード参照)することで、行方不明が発生した際に、同アプリ上で、周囲のアプリをダウンロードしている方に検索を依頼することが可能です。  	現地に警備員を派遣して、保護を図ります。※現地から自宅までのタクシー代は本人負担	端末の入る靴を購入し利用していただけます。※購入代は本人負担 また、徘徊高齢者本人が起こした事故について、3億円まで補償する保険が付帯されています。 家族介護者の事前の登録により、決めた範囲(自宅を中心に半径5km以内等)から出た場合、家族介護者に通知することができます。また、事前に指定した曜日・時間に位置をメールで通知することもできます。

## 障がいのあるあなたを応援します

### 障害者就労支援センター

## エンジニアワーク・ひろ

障害者就労支援センター  
「エンジニアワーク・ひろ」  
は、運営をNPO法人り  
んくに委託し、就労を希望す  
る障がいのある方の就労相談  
や、就労後の悩みなど就労に  
関する相談を受けています。  
障害者就労支援センター  
は、施設や職業訓練所ではあ  
りません。利用する方々の  
「働きたい」という気持ちを  
実現させるために必要な支援  
のネットワークをコーディネート  
します。

初めて利用する方には、「働  
くこと」に対する状況などを  
聞き、準備が必要な場合には  
そのための基礎訓練の方法を  
提案します。準備が整ったが  
自信がなくて不安であるとい  
う方には、企業実習や職場体  
験の相談を受けます。

就労生活の前に、生活・健  
康面の安定、職場体験を通じ  
ての自己理解などの課題があ  
る方には、コーディネーター  
が共に考え、一緒に解決しま  
す。

また就職してからも、安定  
した職業生活が送れるように  
必要に応じ、職場などを訪問  
し、問題があれば解決の方法  
を雇用先と相談します。さま  
ざまな理由で、職場を離れた  
方には再就職の支援をしま  
す。

ハローワーク、障害者職業  
センター、職業能力開発施

設・福祉施設、作業所、保健  
福祉センター、学校、医療機  
関、事業主団体などにかかわ  
り合いながら、一人ひとりの  
相談に合わせて、いろいろな  
形で「働くこと」へのお手伝  
いをします。

詳しくは、同センターホー  
ムページ(<http://e-w-cool.com>)をご覧ください。

※▽相談に関する個人情報  
は堅く守ります▽支援の流れ・  
内容は相談者の状況によっ  
てそれぞれ異なります

▽市内在住で就労を希望する  
障がいのある方▽就労中の障  
がいのある方または障がい  
があると思われる方と家族※障  
がい種別、障害者手帳の有無  
は問いません

【利用案内】  
■開所日原則、月曜～金曜日  
午前8時30分～正午、午後1  
時～5時(祝日を除く) ■利  
用方法相談は、原則として予  
約制です。電話またはファク  
スでご連絡ください他▽事業  
所の方の相談も随時受け付け  
ています▽情報提供スペース  
を設置していますので、ぜひ  
ご利用ください

問障害者就労支援センター  
(市役所第二庁舎1階 ☎042-  
387-9866 FAX 042-380-  
7765)

5月12日は  
民生委員・  
児童委員の日

# 民生委員・児童委員



民生委員・児童委員の日は、大正6年5月12日に民生委員制度の源となる  
済世顧問制度が誕生したことにちなみ、昭和52年に創設されました。

☒地域福祉課地域福祉係 (☎042-387-9915)

## ◆ 民生委員・児童委員 ◆

民生委員・児童委員は民生委員法および児童福祉法により、厚生労働大臣  
からの委嘱を受けて、地域の方々の相談窓口となり、行政や関係機関とのパイ  
プ役を務めています。市には、現在69人の民生委員・児童委員がおり、それ  
ぞれの担当区域内で活動しています。

民生委員・児童委員の活動は、担当地域の住民が抱える問題についての相  
談にのり、社会福祉の制度やサービスについての情報提供や、福祉需要に応

じたサービスが得られるように関係行政機関などに連絡し、必要な対応を促  
します。

民生委員は児童福祉法による児童委員を兼ねていますので、関係機関との  
連携や地域の子どもの見守り等、児童福祉の向上にも努めています。

担当地域が欠員の地区は、近隣の民生委員・児童委員が相談を受けますの  
で、地域福祉課までご連絡ください。

## ◆ 主任児童委員 ◆

主任児童委員は子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・  
児童委員です。学校、子ども家庭支援センター、児童相談所等と連携して、  
児童福祉の向上に努めています。

### 民生委員・児童委員 担当地区一覧

令和3年4月1日現在

担当地区 (北部)			担当地区 (東部)			担当地区 (西部)		
担当地区 (北部)	担当者	電 話	担当地区 (東部)	担当者	電 話	担当地区 (西部)	担当者	電 話
梶野町1丁目	小野寺優子		東町1丁目2～14番	持田晴子		貫井北町1丁目1・8～16・23～26番	雫時子	
// 2丁目	欠員		// 1丁目15・27～35番	井川妙子		// 1丁目2～7・17～22番	欠員	
// 3丁目	欠員		// 1丁目1・16～26番	永並和子		// 2丁目・3丁目4・5番・4丁目	川畑美和子	
// 4丁目1～7・12～14番	欠員		// 1丁目36～45番	欠員		// 3丁目6～22・31番	中島和子	
// 4丁目8～11・15～21番	堀口実枝子		// 2丁目1～5・19・20番	欠員		// 3丁目23～28番・公務員住宅	欠員	
// 5丁目	一色清志		// 2丁目6～18・29～31番	古宮景子		// 3丁目29・30・32～40番	欠員	
桜町1丁目1・2・9～12番	中村裕子		// 2丁目21～28番	青松佐枝		// 5丁目1・3・18～30番	山田礼子	
// 1丁目3～8・13～15番	野崎玲子		// 3丁目	島田安雄		// 5丁目2・4～17番	欠員	
// 2・3丁目	尾崎庸子		// 4丁目8～20番	松浦早紀子		貫井南町1丁目1～10・22～27番	緒方澄子	
緑町1丁目	鴨下公夫		// 4丁目1～7・21～30番	滝澤裕美		// 1丁目11～21番	平田玉恵	
// 2丁目1～10・15番	高橋秀樹		// 4丁目31～46番	星野千恵子		// 2丁目	稲葉敦子	
// 2丁目11～14・16・17番	太田吉子		// 5丁目1～18番	森二三代		// 3丁目	洲上直美	
// 3丁目1～3・11～15番	堀井鈴代		// 5丁目19～31番	門井睦美		// 4丁目1～16番	鈴木幸子	
// 3丁目4～10番	村田佳織里		中町1丁目1～6・11～15番	欠員		// 4丁目17～30番	大平幸子	
// 4丁目1～5・13～18番	奥山栄美		// 1丁目7～10番	欠員		// 5丁目1～6番	欠員	
// 4丁目6～12番	根本恵美子		// 2丁目8～18・24番	吉田芳代		// 5丁目7～21番	貞包孝子	
// 5丁目1～3・13～18番	須沢清子		// 2丁目1～7・19～23番	熊井和美		前原町1丁目	藤川真理子	
// 5丁目4～12・19～22番	岳尾好江		// 3丁目1～13番	小堀哲朗		// 2丁目1～6・14～19番	鈴木寛	
関野町全域	松島豊		// 3丁目14～26番	布目陽子		// 2丁目7～13・20～24番	欠員	
本町2丁目1・3・4・6～8・17～20番	井出悦弘		// 4丁目1～8・10～12番	細淵重信		// 3丁目1～4・14～21番	高木貴子	
// 2丁目2・5・9～16番	福岡貴子		// 4丁目9・13～18番	永井紀子		// 3丁目24・27～41番	星野洋子	
// 3丁目1～5番	大久保美千子		本町1丁目1～8番	欠員		// 3丁目5～13・22・23・25・26番	池ノ上寛子	
// 3丁目6～14番	米田秀子		// 1丁目9～20番	大久保信子		// 4丁目1～12番	立石静子	
// 4丁目5～8番(本町住宅)	長谷川嘉子		// 6丁目	織田君代		// 4丁目13～23番	金ヶ江博紀	
// 4丁目(本町住宅を除く)	青山清美		浦野知美			// 5丁目1～9番	村澤トキイ	
// 5丁目3～7・25～35・40・41番	清水尚美		古源美紀			// 5丁目10～20番	欠員	
// 5丁目11～19・38番	西田美津子		東部地区担当主任児童委員			西部地区担当主任児童委員	小峰優子	
// 5丁目1・2・8～10・20～24・36・37・39番	野村直子						三枝昌子	
北部地区担当主任児童委員	八木尚子							
	堀越朋子							

### むくろファンド募集

自立した市民社会の創造に向けて、幅広い分野の市民活動団体を応援する助成金の要望団体を募集します。

市内で活動する市民団体(NPO法人もしくは任意団体) ■助成額 1団体上限10万円(総額80万円を原資とし、審査会で決定) ■申5月31日まで、直接またはEメールで

所定の様式(小金井ボランティア・市民活動センターで配布)に必要な事項を明記し、同センター(☎042-387-1001 1☒vc-koganei@circus.ocn.ne.jp)へ

### 心身障害者(児) 援護事業助成金

社会福祉協議会では、心身障害者(児) 団体および援助団体に対して助成します。要件等の詳細は、お問い合わせください。

■申込期限 5月21日(金) 問 社会福祉協議会(☎042-386-0294)

### 障害者地域自立生活支援センターパソコン講習会

時6月5日～7月10日の毎週土曜日午後1時～3時(全6回) 所障害者福祉センター内 パソコンの基本操作 市内在住の身体障がいのある方 定6人(多数抽選。初めての方優先) ■申5月22日までの午前9時～午後7時(土曜日は午後5時まで。日曜・月曜・祝日を除く)に、直接、障害者地域自立生活支援センター(障害者福祉センター1階 ☎042-381-8811)へ

### 介護職員 初任者研修 受講費用の助成

介護職員初任者研修を修了し、一定要件を満たす方に受講料等の一部を助成します。



■**申込期限**▽市内在住で、研修修了後6か月以内に市内の介護保険事業者に就労し、3か月以上継続して勤務している方▽就労開始後6か月以内に申請▽市内の介護保険事業者に3か月以上継続して勤務し、研修修了後も継続して勤務する方▽研修修了後6か月以内に申請■**助成金額**受講料等の半額まで(100円未満は切り捨て。上限は3万円)■**他申請用紙**は、市ホームページからダウンロードできます■**介護福祉課**高齢福祉係(☎042-387-9843)

### 特別障害者手当等の支給

5月期分(2〜4月分)■**振込日**5月10日(月)※振込日以降、通帳でお確かめください。なお、金融機関によっては、2・3日遅れる場合があります■**他**次のような場合にはご連絡ください▽振込日以降、7日を過ぎても振り込みがない場合▽口座や住所、または氏名を変更した場合▽施設に入所した場合▽病院等に3か月を超えて入院した場合(特別障害者手当のみ)■**自立生活支援課**障害福祉係(☎042-387-9842)

### 健康ガイド

健康課(保健センター)  
(☎042-321-1240)  
〒184-0015  
貫井北町5-18-18

### 離乳食教室

【1回食への進め方】  
時6月15日(火) 午前10時30分〜11時15分、11時30分〜午後0時15分**対**おむね4〜5か月児の保護者  
【2回食への進め方】  
時6月15日(火) 午後2時45分〜3時45分**対**おむね6〜7か月児の保護者  
【3回食への進め方】  
時6月11日(金) 午後1時30分〜2時45分**対**おむね8〜11か月児の保護者



11か月児の保護者  
——◇共通◇——  
所保健センター**内**管理栄養士・歯科衛生士による講義など**定**各回9人(申込順)■**他**母子同室です■**申**5月6日から、電話で健康課へ

### 両親学級

時①6月18日(金)②19日(土) 午前10時〜午後0時30分(②は午前11時30分まで)■**所**保健センター**内**沐浴実習等**対**おむね16〜27週の妊婦

### 乳がん検診

#### ①桜町病院

時7月2日〜9月29日の火曜・水曜・金曜日の午後**定**100人(多数抽選)  
【②小金井つるかめクリニック】  
時7月1日〜9月30日(日曜日を除く) **定**200人(多数抽選)

#### ③東小金井さくらクリニック

時7月1日〜9月30日の月曜〜金曜日(水曜日の午後を除く) **定**100人(多数抽選)

#### ——◇共通◇——

■**内**マンモグラフィ検査**対**令和4年3月31日現在40歳以上の女性で、令和2年4月以降に市の乳がん検診を受

診していない方。なお、次の方は受診できません▽現在授乳中、妊娠中、断乳後6か月以内の方▽乳房疾患で治療中、経過観察中、手術後の方▽まっすぐに立つことが難しい方▽心臓にペースメーカーを装着している方▽豊胸手術をした方■**定**2千円※生活保護世帯・住民税非課税世帯の方は減免制度あり■**他**抽選結果は、6月上旬に発送します■**申**5月17日(必着)までに、郵送(1人1通)で「乳がん検診希望」・希望医療機関名(①〜③のいずれか)・住所・氏名・生年月日・電話番号を明記し、健康課へ■市ホームページから申請可

たはパートナーの方(妊娠週数は目安です。初めての出産で、体験機会のない家庭のみ)■**定**①32人②22人(各家庭1人。いずれも申込順)■**申**5月6日から、電話で健康課へ

### 健康メモ

#### 「おくしゃみ」の原因

日常的にマスクを使用することが増え、ふとした瞬間に「ん？クサッ」と、自分の息のにおいに、ドキッとすることはありませんか。その原因は、口腔常在菌が口の中でどんどん増殖する時に発生しているに違いありません。決してマスクが不良品などではありません。通常、口の中に存在する菌は菌みかきでその大多数が洗い流されます。しかし、わずかに残ります。潜んでいるのです。舌苔にもいます。磨き残されたわずかな菌は昼夜を問わず再び増殖し、またもやあのにおいを放つのです。朝起きた時は特に増えています。ところが、口の中には菌と戦ってくれる兵士がいます。それが唾液です。唾液は、菌を胃に流し込んで

### 健康講演会

#### 胃がん・大腸がんについて

時6月3日(木) 午後1時30分〜3時**所**上之原会館**内**原因や予防、治療などについて**講**久我治子さん(市医師会会

員)■**定**15人(申込順)■**申**5月6日から、電話で健康課へ

### 歯科健康講演会

噛み合わせのズレで起きる全身への影響 不定愁訴―歯を抜かずに残す治療はどこまで可能か?■**時**6月2日(水) 午後1時30分〜3時**所**上之原会館**講**藤井万弘さん(市歯科医師会会員)■**定**15人(申込順)■**申**5月6日から、電話で健康課へ

## おたふくかぜワクチンの予防接種費用の一部を助成

市では、おたふくかぜの流行の発生を防ぐとともに、おたふくかぜのウイルスが感染することで起こるムンプス難聴などの合併症を予防するため、費用の一部を助成します。■**時**令和4年3月31日(木)まで**対**1歳以上2歳未満の方※過去におたふくかぜワクチンを2回以上接種したことがある方を除く■**接種(助成)回数**1回※予防効果を確実にす

るため2回接種が推奨されています■**自己負担額**3,500円※生活保護世帯の方は、減免制度があります■**申**電話で市内の契約医療機関(右表)へ**問**健康課



町名	医療機関名	電話番号	町名	医療機関名	電話番号
東町	さいとう医院	380-5510	本町	小金井ファミリークリニック	382-3633
	うちやまクリニック	382-1715		武蔵小金井駅前こどもクリニック	387-5533
	東小金井クリニック	0422-56-8630		丸茂医院	383-2232
梶野町	久滋医院	383-2078		久我治子クリニック	384-3461
	東小金井くろだ内科医院	0422-53-5666		すず木小児科・アレルギー科	401-2410
	東小金井駅前こどもクリニック	387-1030		小金井メディカルクリニック	401-2938
緑町	ひがこ北内科クリニック	401-2353		三枝耳鼻咽喉科・小児科医院	381-8221
	かわべ内科クリニック	401-1860		武蔵小金井クリニック	384-0080
	待山医院	384-5421		共立診療所	383-5111
中町	山崎内科医院	381-1462		桜町	桜町病院
	宮本内科医院	381-2219	貫井北町	くろだ内科クリニック	386-7288
前原町	小沢医院	381-8433	貫井南町	竹田内科クリニック	381-6627
	前原診療所	381-1702			
	野村医院	381-0987			
	クリニック西のくぼ	384-3777			

※表中、電話番号は市外局番042を省略しています

# 情報ア・ラ・カルト

このコーナーでは、市民グループなどの催し物等を紹介しします。事業の実施内容に市および教育委員会は携わっていませんので、ご不明な点は、主催者にお問い合わせください。

(掲載内容についての責任は主催者側に負っていただきます)

## 後援事業

掲載を希望する団体は、後援申請を行った担当課に記載方法・締切日などを確認してください。

イベント等の最新情報については、事前に主催者にお問い合わせください。

## 催し・講座

- エコクラフトーわらの鍋敷き 時 5月5日～26日の毎週水曜日午前10時～11時30分、午後1時～2時30分 所 環境楽習館 ¥500円(材料費等) 定 各回3人(申込順) 申 5月1日から、電話でNPOこがねい環境ネットワーク ☎070-2361-0435)へ
- オペラ集団 I CANTORI 時 内 ¥ 5月8日(土)午後1時30分から＝蝶々夫人ハイライト(字幕)、3,500円。9日(日)午後2時30分から＝メリー・ウィドウ(吹き替え)、2,800円 所 小金井 宮地楽器ホール小ホール 申 電話またはEメールで、同団体・高橋 ☎080-5973-2077 ☒ i.cantori.ticket@gmail.com)へ
- 一時支援金の専門家による事前確

- 認・無料相談会 時 5月8日(土)午後1時30分～4時30分 所 小金井 宮地楽器ホールスペースN 講 東京都行政書士会多摩中央支部会員 申 電話でクーリングオフ行政書士事務所 ☎042-381-1779)へ
- 「遺言と相続」無料相談会 時 5月13日(木)午前9時20分～11時40分 所 小金井 宮地楽器ホール練習室2・3 内 遺言・相続・遺産分割協議等 申 当日直接会場へ 問 遺言と相続をサポートする行政書士の会・千葉 ☎042-301-0064)
- 日本アマチュア演奏家協会中央線例会発表会 C.P.Eバッハからヤナーチェクまで 時 5月14日(金)午後1時30分開演 所 小金井 宮地楽器ホール小ホール 定 100人(当日先着順) ¥無料 問 同会・山下 ☎080-3271-8409)
- マロン水彩会・第13回水彩画展

- 時 5月19日(水)～24日(月)午前10時～午後5時(19日は2時から、24日は4時まで) 所 小金井 宮地楽器ホール市民ギャラリー ¥無料 問 同会・館 ☎042-388-1602)
- 親子で楽しむ春の音ー音楽の三要素に触れる 時 5月19日(水)午前10時30分開演 所 ブルーメンハウス(緑町5-11-11) 内 トランペットとクラリネットの演奏ほか 対 0歳～就学前の幼児と保護者 定 15組(申込順) ¥1組500円 申 5月1日から、Eメールで高橋 ☎042-316-7861 ☒ info@sachimama.jp)へ
- 講演会ー住む・書く・生きる 時

- 5月22日(土)午後2時開演 所 小金井 宮地楽器ホール 講 黒井千次さん(作家・名誉市民) 定 100人 ¥無料 申 Eメールで市文化協会・福沢 ☎090-9391-3338 ☒ fukuzawa-m55@jcom.home.ne.jp)へ
- 中級音訳講習会 時 5月25日、6月22日、7月27日午前9時50分～11時50分。9月7日、10月5日午前10時15分～午後0時15分。いずれも火曜日 所 前原暫定集会施設ほか 講 恵美三紀子さん(音訳者) ¥500円(資料代) 申 5月21日までに、電話で小金井市対面朗読の会・田中 ☎0422-53-5570)へ

## 官公署 だより

■東京都緑のボランティア指導者育成講座 基礎講座 時 7月3日(土)～令和4年1月10日(祝)の間の8

日間 所 新宿区内会議室ほか 定 25人 ¥14,400円 申 HPを参照のうえ、5月28日までに、都環境局緑環境課 ☎03-5388-3555 HP https://www.kanryo.metro.tokyo.lg.jp/nature/volunteer/kyodo/volunteer/)へ

## 写真ニュース

### 小金井野球クラブが第22回全国中学生軟式野球大会優勝

3月20日、22日に行われた同大会で5年振り2度目の優勝を飾った小金井野球クラブの依田監督と3年生の選手16人が、4月12日に市長を表敬訪問し、喜びの声を届けてくれました。



540-5080 ☒ kikizig@gmail.com)へ

## 催し Event

### スポーツ

### ジュニアサッカーフェスティバル

時 対 6月6日(日)▽午前9時30分～10時40分 市内在住・在園の年中・年長世代の子どもと保護者▽午前10時50分～正午 市内在住・在学の小学校1・2年生と保護者 所 総合体育館大体育室 講 FC東京普及部コーチほか 定 各回25組(多数抽選) 申 5月28日までに、電話またはEメールで住所・保護者および子どもの氏名(ふりがな)・子どもの年齢と学年・電話番号を市サッカー協会・松田 ☎080-5

## 東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー

問 生涯学習課スポーツ振興係 ☎042-386-2462)

### 聖火トーチの展示

聖火トーチを間近にご覧になれる貴重な機会ですので、ぜひお立ち寄りください。

時 5月24日(月)、25日(火)午前8時30分～午後5時15分

所 市役所第二庁舎1階入口

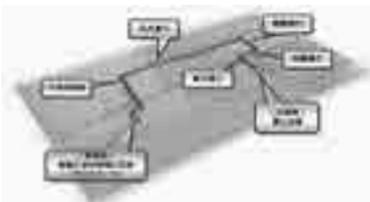
他 トーチに触れることはできません

### 交通規制のお知らせ 7月14日(水)

聖火リレーの市内走行日(7月14日)には、走行ルートおよびルート周辺の道路で長時間にわたり車両の通行が禁止されます。

詳細は関係機関と調整中です。具体的な交通規制内容は確定次第、市ホームページ(右記QRコード)等でお知らせします。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



..... 広告掲載等のお問い合わせは、(株)キョウエイアドインターナショナル(広告代理店) ☒ contact@kyoeiad.co.jpへ .....

## 広告 枠

豊かな自然環境で学ぶ 知を伸ばし、感性を磨き、心体を鍛える

### [S] 学校法人育英学院 サレジオ小学校・中学校

	小学校	中学校
学校説明会	5/22(土) 9/15(水) 各日13:30～	6/26(土)・10/9(土)・12/11(土) 各日14:00～
文化祭	11/3(水)9:00～	

転入の相談も受け付けております。お気軽にご相談ください。

TEL 042-321-0312

FAX 042-321-0776

小平市上水南町4-7-1

Mail salesio@axel.ocn.ne.jp

個別学校見学 随時受付中 (窓口教頭まで)



### 知りたい

## 「都立霊園」の樹木葬

申込準備ガイドブックを差し上げます

資料請求/ご相談専用ダイヤル 09:00～17:00

通話無料 0120-02-8888

メモリアルアートの大野屋 東京都小平市美園町3-2-5 当社は東京都と直接の関係はありません





# 「こきんちゃんあいさつ運動」 標語・ポスターコンクールを実施

■応募期間 5月6日(木)～31日(月) (必着)

■テーマ あいさつに関すること「あいさつの大切さ」「防犯とあいさつ」等

【標語】

■応募資格 市内在住・在勤・在学の方

■応募条件 ▷1人2点まで▷オリジナルの作品▷字数は、10～20文字程度

■入賞最優秀賞1点、優秀賞6点(入賞者に図書カードを贈呈)

■応募方法 郵送、ファクスまたは直接、標語・住所・氏名(ふりがな)・年齢(在学の方は学校名と学年)・電話番号を明記し、地域安全課へ

【ポスター】

■応募資格 市内在住・在学の小・中学生

■応募条件 ▷1人1点▷オリジナルの作品▷画材は自由(貼り絵等は不可)▷B3判程度(縦52cm×横37cm)の画用紙

■応募方法 郵送または直接、作品裏面に住所・氏名(ふりがな)・年齢・学校名・学年・電話番号を明記し、地域安全課へ

■入賞最優秀賞1点、優秀賞3点(入賞者に図書カードを贈呈)

—◇共通◇—

■作品の扱い▷入賞作品は市ホームページに掲載し、運動推進用品に使用する場合があります(学校名・学年・氏名を含む)▷応募作品は原則として返却しません

他表彰式は8月ごろに開催予定です

問 地域安全課地域安全係(〒184-8504住所不要・市役所本庁舎1階 ☎042-387-9806 FAX042-384-6426)

## 前回の最優秀賞作品

【標語】

あいさつで  
つながる笑顔  
あかるい未来

【ポスター】



東京都・子供の健康相談室

受付時間 ▷平日▷午後6時～翌朝8時 ▷休日(土曜・日曜・祝日)▷午前8時～翌朝8時

☎#80000822(フリーダイヤル)

☎0315268518(市内)

24時間テレホンサービス

▽東京都保健医療情報センター

▽医療機関案内(心まわり)

☎031527210303

聴覚障害者向け専用 FAX031528518080

小児救急(365日24時間)

▽武蔵野赤十字病院

武蔵野市境南町1-26-11

☎0422213213

▽東京消防庁救急相談センター

☎#7119(24時間)

▽東京都保健医療情報センター

☎0315212323

休日診療		休日歯科診療		薬局			
<p>受付時間：午前9時～正午、午後1時～5時</p> <p>●印は病医院所在地</p> <p>準夜→午後5時30分～9時</p> <p>○内は診療科目</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、診療科目にかかわらず、必ず電話で確認のうえ、受診してください</p>		<p>この休日診療は、小金井市医師会、小金井歯科医師会、小金井市薬剤師会の協力で行っています。</p>		<p>午前9時～正午 午後1時～5時</p> <p>薬を処方された場合は、各医療機関受付にお問い合わせください。</p>			
5月2日(日)	<p>小金井橋(内)</p> <p>至武蔵小金井駅北口</p> <p>桜町1-15-11</p> <p>☎042-382-5101</p>	<p>武蔵小金井(内)</p> <p>本町1-13-13</p> <p>☎042-382-3633</p>	<p>武蔵小金井(内)</p> <p>本町1-18-3</p> <p>ユニブル武蔵小金井</p> <p>スイート203C</p> <p>☎042-387-5533</p>	<p>武蔵小金井(内)</p> <p>東町4-16-30</p> <p>☎042-385-1156</p>	<p>武蔵小金井(内)</p> <p>本町1-13-13</p> <p>☎042-382-3633</p>	<p>田島歯科医院</p> <p>至武蔵小金井駅南口</p> <p>買井坂下ハイツ</p> <p>買井南町2-7-12</p> <p>リジェイル小金井1F</p> <p>☎042-387-4118</p>	<p>トモ工薬局本町店</p> <p>(本町1-5-12朝日パリオ)</p> <p>☎042-387-7911</p>
5月3日(月・祝)	<p>やすたけ内科クリニック</p> <p>北口</p> <p>東小金井駅</p> <p>梶野町5-3-6-101</p> <p>東小金井フアワーメディカルモール</p> <p>☎042-388-8880</p>	<p>宮本内科医院</p> <p>武蔵小金井駅南口</p> <p>前原上交差点</p> <p>中町3-7-4</p> <p>☎042-381-2219</p>	<p>小松外科胃腸科</p> <p>至武蔵小金井北口</p> <p>本町2-20-20</p> <p>☎042-381-3346</p>	<p>小金井南口眼科</p> <p>前原上交差点</p> <p>本町1-9-3</p> <p>エステート立花201</p> <p>☎042-381-1346</p>	<p>やすたけ内科クリニック</p> <p>北口</p> <p>東小金井駅</p> <p>梶野町5-3-6-101</p> <p>東小金井フアワーメディカルモール</p> <p>☎042-388-8880</p>	<p>アリスデンタルクリニック</p> <p>北口</p> <p>緑野5-12-11</p> <p>アティカ小金井101</p> <p>☎042-380-8846</p>	<p>フラワー薬局東小金井駅前店</p> <p>(梶野町5-3-6-102)</p> <p>☎042-316-3347</p>
5月4日(火・祝)	<p>待山医院</p> <p>北口</p> <p>緑中</p> <p>緑野2-17-10</p> <p>☎042-384-5421</p>	<p>むさし小金井診療所</p> <p>武蔵小金井駅南口</p> <p>本町1-15-9</p> <p>☎042-382-9111</p>	<p>小金井メディカルクリニック</p> <p>北口</p> <p>本町5-15-9</p> <p>栄ハイテクランド2階</p> <p>☎042-401-2938</p>	<p>アクアエルモルさくら眼科</p> <p>武蔵小金井駅南口</p> <p>本町6-14-28</p> <p>アクアエルモル2F</p> <p>☎042-383-5558</p>	<p>待山医院</p> <p>北口</p> <p>緑中</p> <p>緑野2-17-10</p> <p>☎042-384-5421</p>	<p>北村歯科医院</p> <p>武蔵小金井駅北口</p> <p>本町2丁目</p> <p>桜町1-9-28</p> <p>☎042-381-3459</p>	<p>本町薬局</p> <p>(本町1-19-2)</p> <p>☎042-383-3515</p>
5月5日(水・祝)	<p>中野ウイメンズクリニック</p> <p>北口</p> <p>緑野1-4-33</p> <p>☎042-384-3332</p>	<p>さいとう医院</p> <p>武蔵小金井駅南口</p> <p>東町4-21-10</p> <p>☎042-380-5510</p>	<p>秋里胃腸科</p> <p>買井南町5-21-37</p> <p>☎042-385-2322</p>	<p>小金井皮膚科クリニック</p> <p>武蔵小金井駅南口</p> <p>本町5-19-30</p> <p>☎042-385-0233</p>	<p>前原診療所</p> <p>武蔵小金井駅南口</p> <p>前原上交差点</p> <p>前原町3-17-1</p> <p>☎042-381-1702</p>	<p>岡崎歯科医院</p> <p>武蔵小金井駅南口</p> <p>前原上交差点</p> <p>前原町3-36-16</p> <p>☎042-384-0222</p>	<p>根本薬局</p> <p>(東町4-20-1)</p> <p>☎042-384-2146</p>
5月9日(日)	<p>循環器内科クリニックらおか</p> <p>北口</p> <p>武蔵小金井駅</p> <p>買井北町1-24-15</p> <p>☎042-316-1735</p>	<p>前原診療所</p> <p>武蔵小金井駅南口</p> <p>前原上交差点</p> <p>前原町3-17-1</p> <p>☎042-381-1702</p>	<p>高見澤整形外科クリニック</p> <p>北口</p> <p>梶野公園</p> <p>梶野町5-11-5</p> <p>パビスプラザ205</p> <p>☎042-401-1341</p>	<p>千賀皮膚科クリニック</p> <p>武蔵小金井駅南口</p> <p>本町1-18-10</p> <p>☎042-380-5611</p>	<p>東小金井クリニック</p> <p>北口</p> <p>梶野町2-1-2</p> <p>アパステージュ流産野ビル5階1F</p> <p>☎0422-56-8630</p>	<p>三愛歯科医院</p> <p>北口</p> <p>中町2-14-28</p> <p>☎042-385-1184</p>	<p>まえはら調剤薬局</p> <p>(前原町3-2-25)</p> <p>☎042-401-7887</p>